

# 狛江市の市民参加・市民協働報告書

【平成16年度版】

狛 江 市

平成18年2月

# 狛江市の市民参加・市民協働報告書

【平成 16 年度版】

## 目 次

### まえがき

市民参加	5
市民参加の状況	6
【審議会等】	
1. 実施審議会等 会議数	
2. 公募市民委員の有無	
3. 公募市民委員がない場合の理由	
4. 公募市民委員の男女の割合	
5. 公募市民委員の応募条件	
6. 公募市民委員の応募条件	
7. 公募市民委員の応募条件	
8. 諮問事項の有無	
9. 諮問事項の公表の有無	
10. 審議会等の公開	
11. 会議録の公表	
12. 会議録の公表の時期	
13. 委員会名の公表	
【パブリックコメント】	15
【公聴会】	15
【その他の市民参加の手続き】	15
1. 実施内容・件数	
2. 報告書作成の有無	
3. 報告書の公表	
平成 16 年度に行った主な市民参加手続き	18
【狛江市基本計画策定委員会】	
【狛江市基本計画策定市民会議】	
【その他の市民参加・市民フォーラム】	
【パブリックコメント】	
今後の課題	24
今後の市民参加の進め方（提案）	25

<b>市民協働事業</b> .....	26
<b>粕江市の市民協働の状況</b> .....	27
<b>市民協働の分野について</b> .....	27
1．平成 16 年度市民協働事業件数	
2．財政的支援	
3．参入の機械提供	
4．共催・後援	
5．意見交換・情報交換	
<b>新たに始まった市民協働事業</b> .....	37
<b>平成 16 年度に見直しを行った事業</b> .....	39
<b>指定管理者制度について</b> .....	40
<b>今後の課題</b> .....	41
<b>今後の市民協働の進め方（提案）</b> .....	42
<b>市民参加と市民協働を活発にするための 4 つの基本提案</b> .....	43
<b>条例改正について</b> .....	44

## はじめに

「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」第 30 条の規定に基づき、平成 17 年 5 月 20 日、市長より、この基本条例の運用状況について（平成 16 年度狛江市の市民参加と市民協働の実施状況に関する総合的評価の実施、市民参加と市民協働の推進の検討及びこの条例の改正又は廃止に関する事項）の諮問を受けた「狛江市市民参加と市民協働に関する審議会」が、7 回の会議を開催し 12 月 21 日に答申されました。

この答申書を市民協働課が「狛江市の市民参加と市民協働の推進指針の 市民参加と市民協働の実施後の公表・報告（4）」の規定に基づき、審議会から報告された答申内容の要点を、多くの市民が参加と協働について理解と関心を深めることができるよう、報告書としてまとめました。

審議会での 16 年度総合的評価は、「市民参加においては、審議会等への市民の参加や市民説明会の実施など、市民協働においては、協働事業数および新たな協働事業の開始など、ともに一歩ずつではあるが進展を見ることができた」等と評価されています。

しかし、「狛江市のさまざまな施策において、市民参加と市民協働が系統的かつ継続的に取り入れられ、まちづくりに活かされるという条例理念から見れば、市民参加と市民協働を効果的に使いこなすまでには、未だ至っていない。」と、その推進が十分でないという指摘もされています。

さらに市民参加と市民協働を通じてまちづくりに活かしていくためには、市民および市民活動団体からの提案制度についての考え方が示されました。

今後は、「市民あるいは行政が成果を急ぎ過ぎたり、逆に失敗を恐れて躊躇することにより、双方の信頼関係を損なうことのないように留意しつつ、相互の理解のもとに、市民参加と市民協働の着実な進展と定着が図られるよう期待される。」と結んでいます。

最後に、この報告書を、今後、各課で取り組む施策や事業の参考とし、また既に行っている事業等に反映し、多くの市民が市民参加と市民協働について理解と関心を深めていただけるよう努めていきます。

平成 18 年 2 月

企画財政部市民協働課

## 市民参加

平成 16 年度の市民参加の手続きについては、年度当初に行った「平成 16 年度市民参加推進状況調査」の結果および各課に行った「市民参加推進状況ヒアリング」をまとめたものである。

「平成 16 年度市民参加推進状況調査」では、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」の条文に基づき、各課において条例を遵守しているのか、条文の項目別に調査を行い、平成 15 年度の結果と比較した。

また、この調査結果を基に、平成 17 年 4 月に各課との「市民参加推進状況ヒアリング」を行い、調査では確認できない各課が予定している市民参加の手続きや、問題点を直接聞き出す等の場を設けた。

最後に、調査や評価のなかから浮かび上がってきた課題や今後の推進に向けての提案を、「狛江市市民参加と市民協働に関する審議会」からの答申に記されている内容をもとにしてまとめた。

## 狛江市の市民参加の状況

狛江市の市民参加手続きは、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」第5条～第21条に定められている。

### 【審議会等】(条例第9条)

#### 1. 実施審議会等

平成15年度 会議数 36 会議

平成16年度 会議数 34 会議

#### 2. 公募市民委員の有無

平成15年度

公募市民委員を設置している審議会等	22 件	61%
公募市民委員を設置していない審議会等	14 件	39%
計	36 件	

平成16年度

公募市民委員を設置している審議会等	22 件	65%
公募市民委員を設置していない審議会等	12 件	35%
計	34 件	

#### 3. 市民委員がない場合の理由

平成15年度

法律の規定に基づく	3 件	21%
専門的・実務的な検討を行うため	5 件	36%
その他	6 件	43%
計	14 件	

平成16年度

法律の規定に基づく	3 件	25%
専門的・実務的な検討を行うため	3 件	25%
その他	6 件	50%
計	12 件	

「その他」には、「充職として選任しているため」「リサイクルセンターに対する意見徴集・対応するため地域住民代表を対象としている」「政治的中立を保つため」等、市民委員を公募しない理由があげられている。

また、「利用団体のみが選出対象となっているため」「特に理由がないので次回募集を検討」などの今後改善が必要な理由も平成15年度に引き続き見られた。

「公募したが応募者がいなかった」という理由も含まれている。

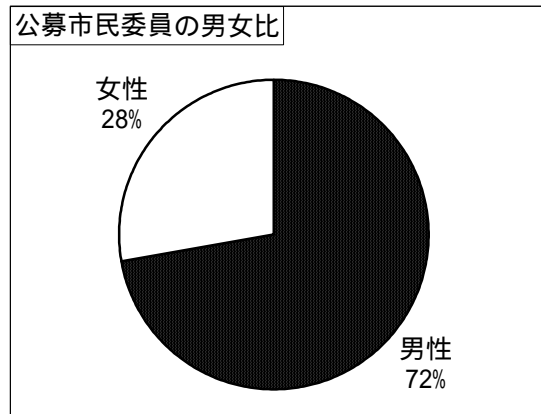
< 調査結果 >

平成 16 年度に行われた市民参加の件数は、審議会等の公募市民委員数など、一般に、審議会の任期によって増減があったり、新しく審議会を立ち上げたりするなど大きく変化するが、平成 15 年度とほとんど変化がなかった。

#### 4. 公募市民委員の男女の割合

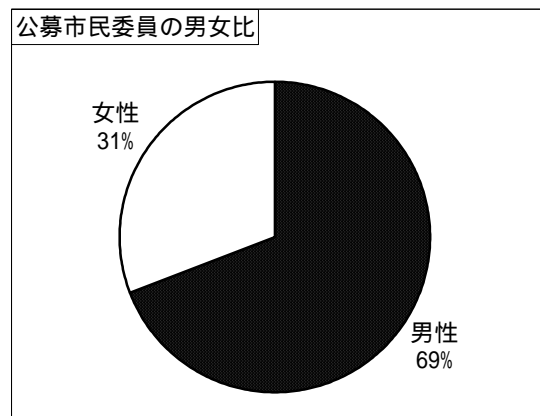
平成 15 年度

男性	91 名	72%
女性	35 名	28%
計	126 名	



平成 16 年度

男性	90 名	69%
女性	40 名	31%
計	130 名	



< 調査結果 >

平成 16 年度は公募市民委員を設置している審議会等の数は 22 で、130 名が参加した。会議数、参加市民数とも平成 15 年度と変わらないが、公募市民委員を設置していない会議が減ったため、全体の会議数に対する割合では増えている。

男女比については、少し変動があったため、平成 15 年度に比べ女性委員が 3 %ほど増えている。他市に比べると男性委員が多いのが特徴である。

< 意見 >

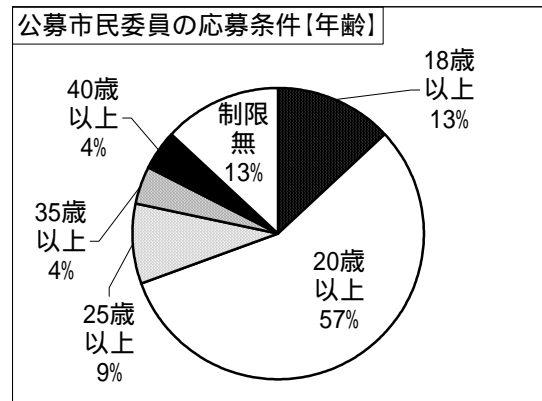
狛江市の人口規模から公募市民委員になり得る潜在者数は一定数に限られ、審議会の数が増えると複数の審議会に重複して参加する委員が増えるのではないかと懸念も示されたが、現在の重複委員は 6 名である。行政は重複委員の解消に努め、より多くの市民が参加できるように努力してもらいたい。

## 5. 公募市民委員の応募条件 < 年齢 >

公募市民委員の応募条件は、「狛江市の市民参加と市民協働の推進に関する基本条例」内に「市民」の定義がないため、市民参加の手続きを行う際に、その都度、市民の範囲を定めることとしています。

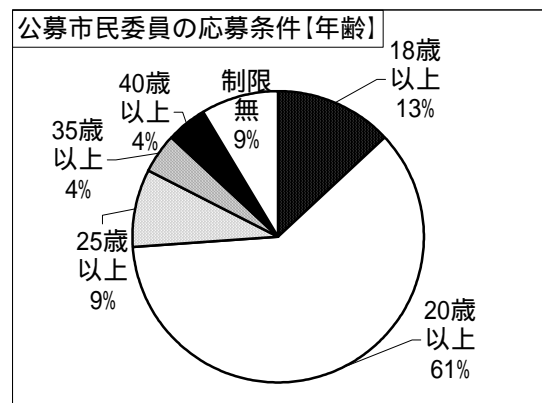
### 平成 15 年度

18 歳以上	3 件	13%
20 歳以上	13 件	57%
25 歳以上	2 件	9%
35 歳以上	1 件	4%
40 歳以上	1 件	4%
制限無し	3 件	13%
計	23 件	



### 平成 16 年度

18 歳以上	3 件	13%
20 歳以上	14 件	61%
25 歳以上	2 件	9%
35 歳以上	1 件	4%
40 歳以上	1 件	4%
制限無し	2 件	9%
計	23 件	



### < 調査結果 >

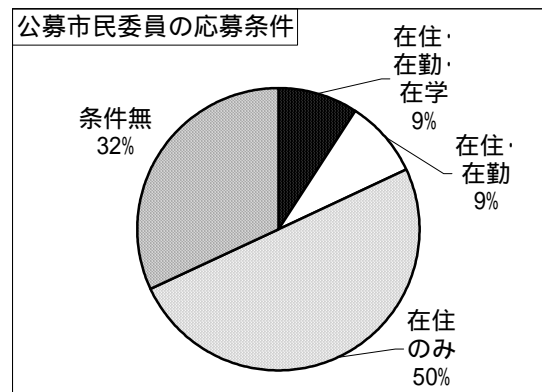
年齢条件のつけかたは、昨年度と件数が変わらなかった。審議会等の公募市民委員の任期が継続中である場合がほとんどであり、来年度などの委員改選期にあわせて年齢条件の設定を指導する。



## 6. 公募市民委員の応募条件 < 在住 > < 在勤 > < 在学 >

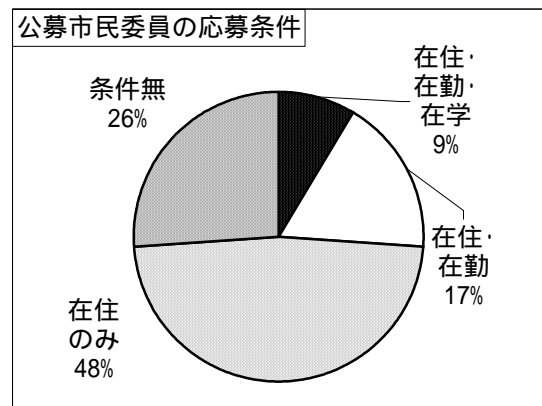
平成 15 年度

在住・在勤・ 在学条件有	2 件	9%
在住・在勤 条件あり	2 件	9%
在住のみ 条件あり	11 件	50%
条件無	7 件	32%
計	22 件	



平成 16 年度

在住・在勤・ 在学条件有	2 件	9%
在住・在勤 条件あり	4 件	17%
在住のみ 条件あり	11 件	48%
条件無	6 件	26%
計	23 件	



< 調査結果 >

在住・在勤・在学条件のつけかたは、条件無が 1 件減り、在住・在勤者であることの条件が 2 件増えた。

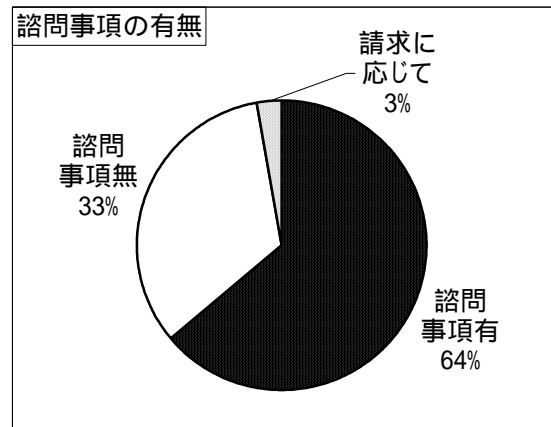
## 7. 公募市民委員の応募条件 < その他 >

公募市民委員の応募条件として、その他には、「市民」「各審議会テーマに関心がある者」「平日昼間の会議に出席できる者」等、条件を付している審議会もあった。

## 8. 諮問事項の有無 ( 条例第 11 条 )

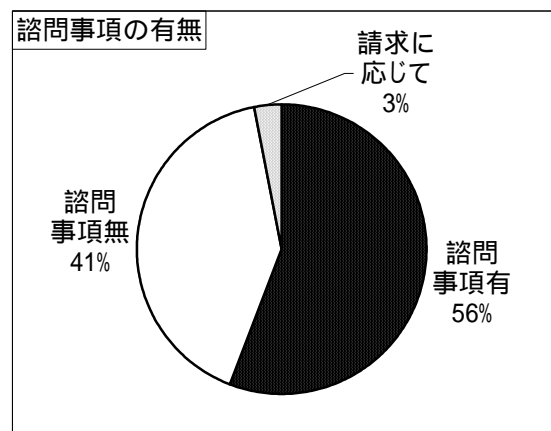
平成 15 年度

諮問事項有	23 件	64%
諮問事項無	12 件	33%
請求に応じて	1 件	3%
計	36 件	



平成 16 年度

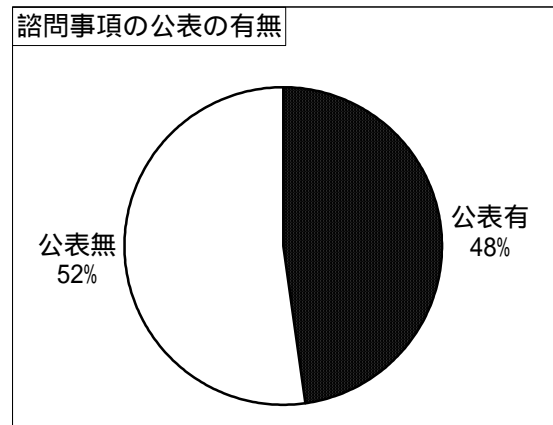
諮問事項有	19 件	56%
諮問事項無	14 件	41%
請求に応じて	1 件	3%
計	34 件	



## 9. 諮問事項の公表の有無

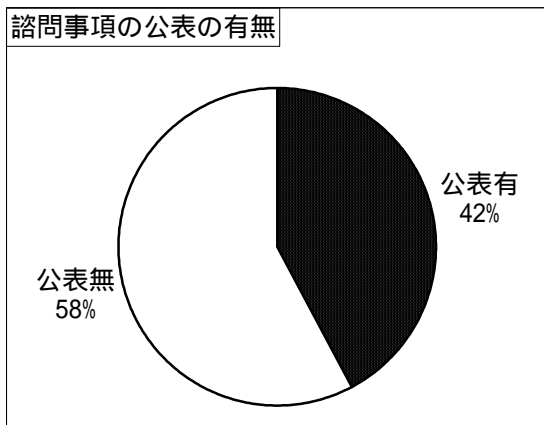
平成 15 年度

公表有	11 件	48%
公表無	12 件	52%
計	23 件	



平成 16 年度

公表有	8 件	42%
公表無	11 件	58%
計	19 件	



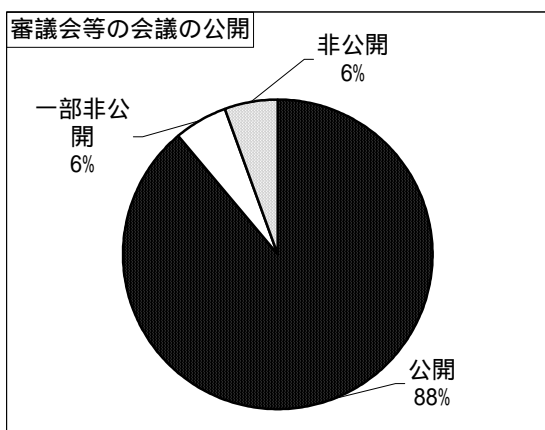
< 調査結果 >

諮問事案が有る審議会等における諮問事案の公表の有無については、平成 15 年度に比べ、平成 16 年度の公表件数が減少している。

#### 10. 審議会等の公開 ( 条例第 10 条 )

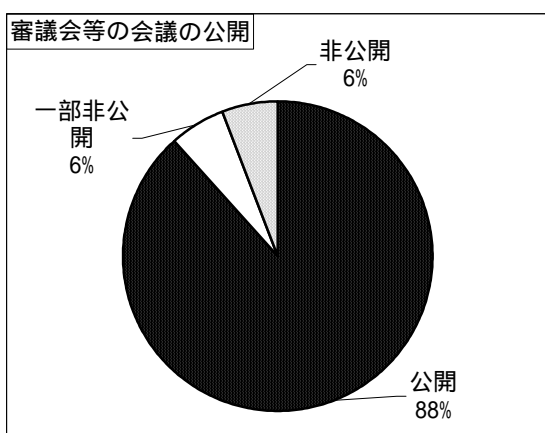
平成 15 年度

公開	32 件	88%
一部非公開	2 件	6%
非公開	2 件	6%
計	36 件	



平成 16 年度

公開	30 件	88%
一部非公開	2 件	6%
非公開	2 件	6%
計	34 件	



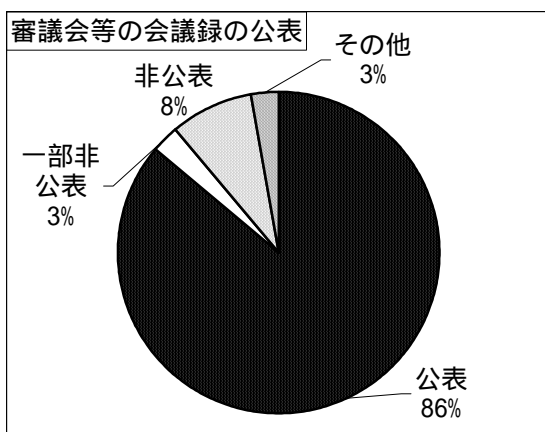
< 調査結果 >

会議の公開について、公開していた会議が 2 件減ったが、割合は変わらなかった。

## 11. 会議録の公表（条例第12条）

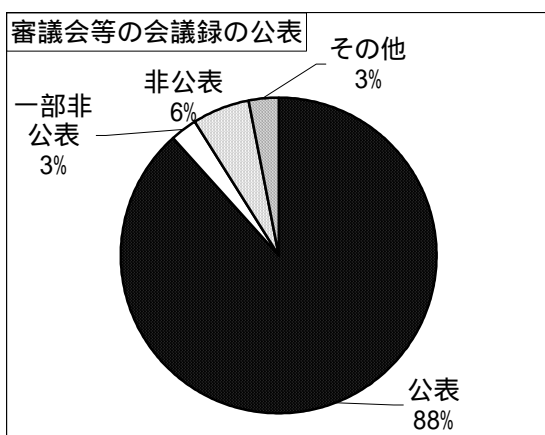
平成15年度

公表	31件	86%
一部非公表	1件	3%
非公表	3件	8%
その他	1件	3%
計	36件	



平成16年度

公表	30件	88%
一部非公表	1件	3%
非公表	2件	6%
その他	1件	3%
計	34件	



「一部非公表」の会議は、「狛江市情報公開審査会」であり、「非公表」の会議は、「狛江市個人情報保護審査会」「狛江市ピン・缶リサイクルセンター運営委員会」「狛江市環境保全実施計画推進委員会」となっている。

「その他」は、開催がなかった会議である。

その理由は、「法律又は条令で決まっている」ためである。

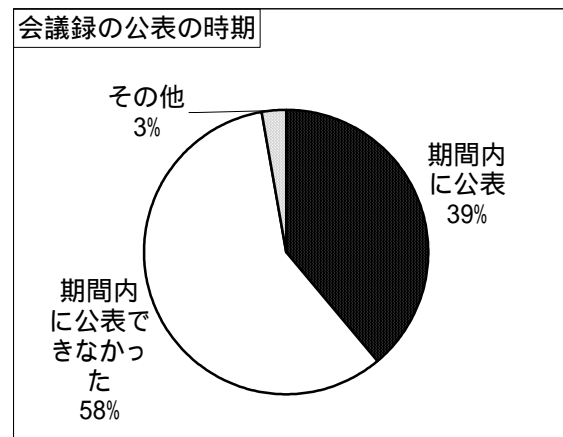
### < 調査結果 >

会議録の公表件数については、法律等で決まっているものを除いては公表されており、問題は無い。

## 12. 会議録の公表の時期（指針より：4週間以内に公表）

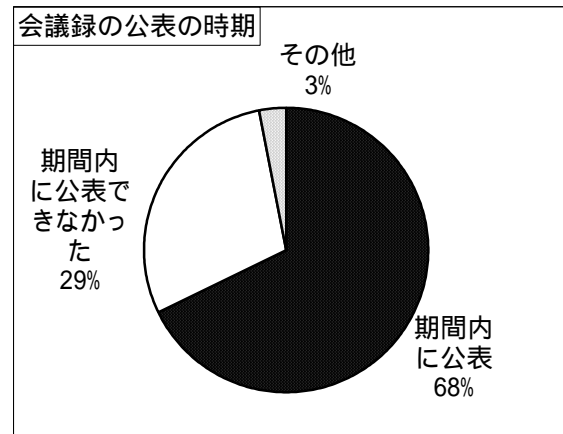
平成 15 年度

期間内に公表	14 件	39%
期間内に公表 できなかった	21 件	58%
その他	1 件	3%
計	36 件	



平成 16 年度

期間内に公表	23 件	68%
期間内に公表 できなかった	10 件	29%
その他	1 件	3%
計	34 件	



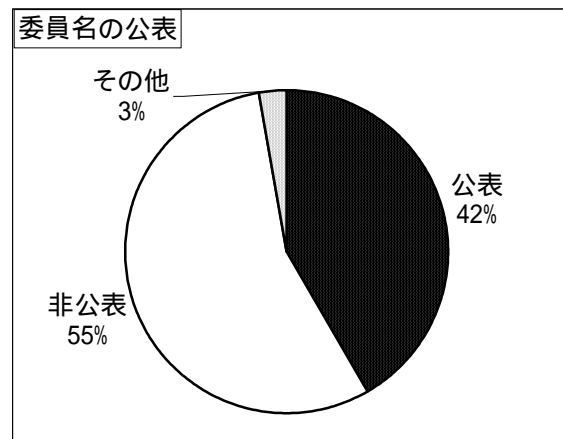
### < 調査結果 >

会議録の公表の期間は4週間以内との指針での定めがあり、平成15年度の成果と比較すると、平成16年度は4週間以内に公表ができた会議が39%から68%に増えたが、公表できなかった会議が10件と約30%残っている。

### 13. 委員名の公表（条例第9条）

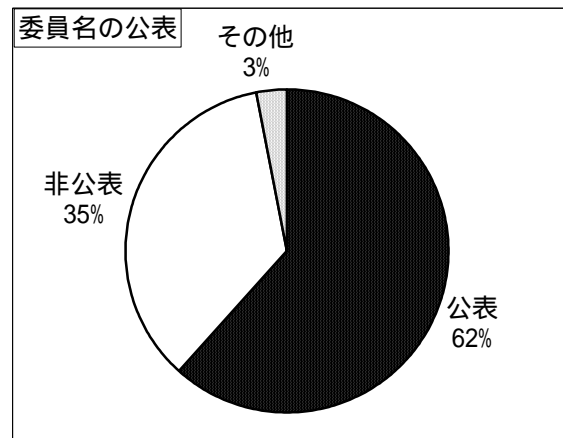
平成15年度

公表	15件	42%
非公表	20件	55%
その他	1件	3%
計	36件	



平成16年度

公表	21件	62%
非公表	12件	35%
その他	1件	3%
計	34件	



#### < 調査結果 >

条例第9条第2項において、「審議会の開催にあたっては、構成員の氏名、選任の区分、肩書き等を公表するものとする。」との規定がある。委員名の公表を行っている会議は42%から62%に増えたが、35%はまだ公表の手続きができていない。

### 【パブリックコメント】( 条例第 13 条～ 第 15 条 )

平成 16 年度は「第 4 次基本計画策定」

期間：平成 16 年 9 月 1 日～21 日

提出意見：20 件（内容が同一のものは 1 つと数えている）

#### < 意見 >

テーマの広範性から考えると、コメントの数は必ずしも多くはない。パブリックコメントという手法自体の限界なのか、有効な実施方法を工夫することで改善が可能なのか、さらに検討する必要があるだろう。

### 【公聴会】( 条例第 16 条～ 第 19 条 )

平成 16 年度に公聴会は実施されなかった。

### 【その他の市民参加の手続き】( 条例第 20 条～ 第 22 条 )

#### 1. 実施内容・件数

平成 15 年度実施

市民説明会	5 件
市民フォーラム	1 件
シンポジウム	1 件
その他	8 件
計	15 件

平成 16 年度実施

市民説明会	12 件
市民フォーラム	1 件
シンポジウム	1 件
その他	2 件
計	16 件

#### < 調査結果 >

「市民説明会」は、施設使用料改定に関する市民説明会が開催されたため前年の 2 倍以上の回数となった。この施設使用料の市民参加は、市民参加の手続きを行わないことができるものを定めた条例第 5 条第 2 項に該当するものであるが、条例の理念や趣旨からも、市民に理解を求める必要があることから市では説明会を開催した。

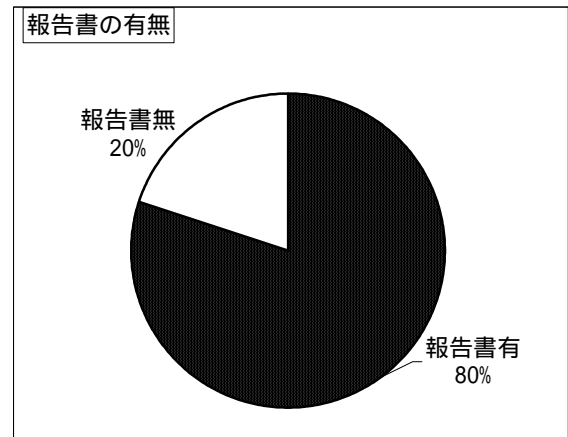
#### < 意見 >

各課において市民説明会を経験する機会が増え、実施結果の報告書作成や、その報告書の公表の徹底が進んだことは評価される。ただしテーマによっては、行政サイドの情報伝達を旨とする市民説明会よりも市民との意見交換を主とするフォーラムなどの方が適切な場合もあるので、そのような機会も積極的に設けることが期待される。

## 2. 報告書作成の有無

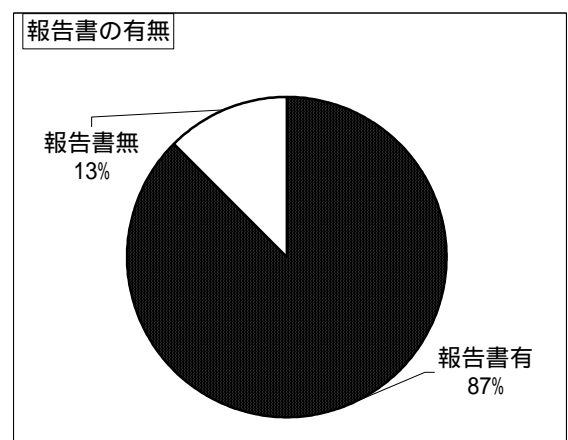
平成 15 年度実施

報告書有	12 件	80%
報告書無	3 件	20%
計	15 件	



平成 16 年度実施

報告書有	14 件	87%
報告書無	2 件	13%
計	16 件	



### < 調査結果 >

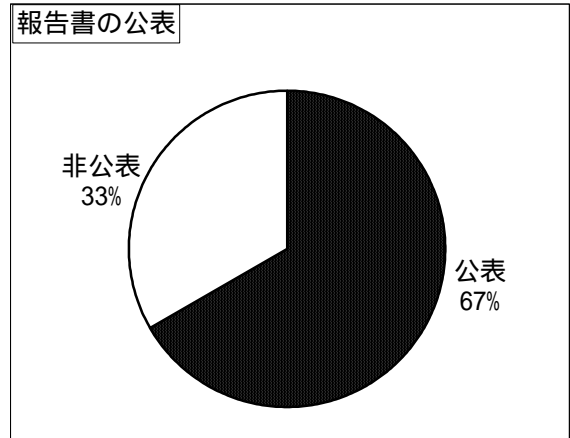
「市民説明会」など、その他の市民参加の手続きを行った際の報告書については、報告書の作成があるものが平成 15 年度に比べ 80% から 87% に増え、また、報告書の作成のないものは、20% から 13% へと減った。



### 3. 報告書の公表

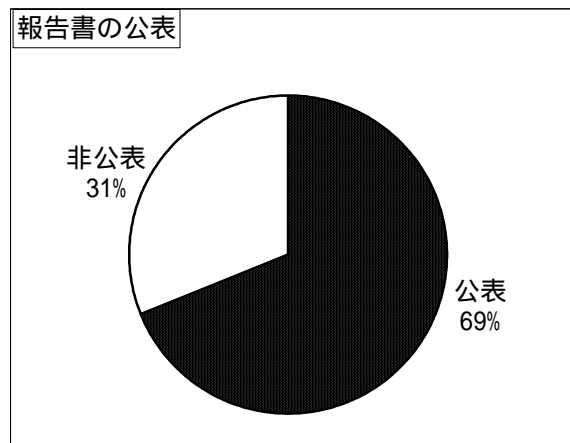
平成 15 年度実施

公表	10 件	67%
非公表	5 件	33%
計	15 件	



平成 16 年度実施

公表	11 件	69%
非公表	5 件	31%
計	16 件	



#### < 調査結果 >

報告書の公表については、公表を行った件数が、平成 15 年度に比べて 10 件から 11 件に増え、約 70% が公表されているが、非公表のものが 5 件のまま減少していない。

## 平成 16 年度に行った主な市民参加手続き

### 【狛江市基本計画策定委員会】

〔 諮問・検討内容 〕

基本計画の策定に関し、必要な事項について審議及び調整し、市長に報告する。

狛江市基本計画策定市民会議の各分科会長（ 5 人 ）を充て職としているため、公募市民委員はなし。委員数 12 名

### 【狛江市基本計画策定市民会議】

第 1 分科会	土地利用・景観整備・公共交通・道路に関する事
第 2 分科会	防災・安全・衛生・環境保全などに関する事
第 3 分科会	安心・健康・福祉・子育てに関する事
第 4 分科会	コミュニティ・教育・文化・スポーツに関する事
第 5 分科会	地域活性化・産業振興・都市農業に関する事

〔 諮問・検討内容 〕

基本計画に関し、分科会ごとに具体的な意見等を取りまとめ、狛江市基本計画策定委員会へ報告する。

#### 分科会別に検討する方法をとった経緯

第 4 次基本計画は、平成 17 年度から 21 年度までの 5 年間の市政全般にわたる計画を定めるものである。そのため、1 つの委員会において、限られた時間の中で、すべてにわたって踏み込んだ議論、検討を行うことは、委員の負担や委員会の運営面等から見て効率的でないと考えた。

そこで、第 4 次基本計画は第 2 次基本構想の下位計画であり、第 3 次基本計画を継承して策定するものであることから、第 3 次基本計画の 5 つの章ごとに分科会を設けることとした。

#### 分科会方式にしたメリット・デメリット

分科会方式によって、各テーマに集中した、より深い検討、議論が行われることとなった。また、本人が希望する分科会に配置することで、計画策定にあたって、取り組みやすい環境を整えた。ただ、テーマの中には、他のテーマに関連してくる部分もあるため、どの分科会が、どこまで議論を進めていけば良いのかという線引きが難しい部分があった。そのため、分科会の合同会議が設けられて議論が行われたこともあった。

### **デメリットの改善策**

前述のとおり、分科会を設ける以上、どこかで線を引く必要が生じる。その境界を明確にしておくことが重要であるが、どうしてもかぶってしまう場合は、合同会議を開催するなど、柔軟に対応できる体制を整えておく必要がある。

### **基本計画策定委員会（上部組織）・庁内組織との連携**

5つの市民会議とリンクさせる形で、庁内においても同じテーマごとに5つの分科会を設置し、市民側、行政側で同じテーマについて別々に議論を行った。市民会議は、基本計画に関する市民意見の集約、策定委員会への報告を主な役割とし、庁内委員会では基本計画案の策定を主な役割としている。上部組織である策定委員会は、それぞれで出された意見を集約、調整して、基本計画案を審議、策定し、市長へ答申する役割を担う。

〔公募市民委員数〕

48名（男性42名、女性6名）・・・50名の公募枠で、委任当初は50名委嘱したが、2名が途中で委員を辞退した。

### **公募市民委員の人数**

市民会議については、当初、ワークショップ方式を考えていたが、それでは特定の問題意識を持った一部のメンバーに限定されてしまうおそれがあると判断し、できるだけ多数の市民に参加してもらうことを目指して、50人という大人数の定員枠を設定した。

### **50名の公募市民委員を採用したメリット・デメリット**

多数の市民参加により、多種多様な意見が出されるというメリットがあった。反面、そうして出された多様な意見のどこまでを計画に盛り込んでいくのかという課題もあった。これは多様な見解の中から、統一的な見解に集約する際には避けておれない部分であるが、意見が採択されなかった委員にとっては不満が残ったところもあったのではないかと。

### **意見の取りまとめ**

市民会議では、特定の利害の代表として参加するのではなく、広い視点から議論してもらうことを求めるとともに、計画に込められる要望などについては、できる限り具体的な事例で議論していただくことを要請した。

しかし、市民会議への出席率は次第に低下し、各委員会とも最終的には定足数限界の1/2近くまで下がってしまった。その多くは、特定のテーマが済んでしまうと、それ以上の関心を示さなくなってしまう委員や仕事と市民会議の両立が難しい比較的若い委員等であったようだ。

### **今後、他の委員会でもこの方法を取り入れていくべきか、改善点**

より多くの市民の声を聞くということは重要であるが、多ければ多いほど集約や調整が難しくなる。内容は最大公約数的になりがちであり、少数意見などをどのように反映させていくのが課題になると考える。設置する委員会の趣旨をふまえて、その性格や態様に合わせた構成を考える必要がある。

### **市民委員の選考方法**

応募総数は66名(男58名、女8名)。全ての分科会において市民参加を成立させることを念頭に選考した。また、応募時に希望する分科会を聞き、分科会ごとに抽選を行った。抽選は無作為に抽選箱より番号札を引き、落選者を選ぶ方法をとった。こうして50名の委員を選出し、ここに市民団体から選出された委員11名を加え、総勢61名となった。

なお、全体的な行政運営の計画である基本計画策定であるので、他の審議会等の市民委員を兼ねていても良いこととした。ただし、議員は除いた。

### **選考時の問題点**

当初、各分科会とも委員数を同数で設定する予定だったが、応募時に希望する分科会を記入していただいたため、分科会によって人数の偏りが生じた。この点について、団体選出と市民応募の人数を合わせて、その比率により分科会の定員を決めることで、ある程度バランスを取った。

### **会議の開催日程・時間帯**

会議の開催日、時間帯については、それぞれの分科会ごとに決めていただいた。中には土日開催を希望する委員もあったが、分科会として検討した結果、どの分科会でも平日7時前後の開始がほとんどを占め、土日に開催した分科会はなかった。

## 【その他の市民参加・市民フォーラム】

第4次基本計画中間報告に伴い、基本計画策定委員と市民の意見交換のために実施

実施日時 平成16年8月27日（金） 午後7時から午後9時5分

場所 特別会議室

参加者 9名

内容

1 開 会

2 「あいさつ」 狛江市長 矢野 裕

3 「狛江市における現況と課題」 説明者 平林企画調整担当副主幹

4 「第4次基本計画中間報告について」 説明者 高橋企画調整担当主査

～休憩～（パネルディスカッションでの意見、質問受付）

5 パネルディスカッション（内容については別紙）

テーマ「今、求められるまちづくりとは」

・コーディネーター 基本計画策定委員会委員長 原田 博夫

・パネラー 基本計画策定市民会議各分科会長（基本計画策定委員会委員）

第1分科会 村山 善久

第2分科会 加古 厚志

第3分科会 伊藤 一三

第4分科会 内藤 正利

第5分科会 安藤 秀樹

狛江市長 矢野 裕

狛江市企画財政部長 本橋 昇

### 市民フォーラムという方法を選択した経緯

基本計画の骨子である中間報告がされた段階で、具体的な内容について意見を聞くとともに、基本計画策定に向け、さらに広く市民との意見交換を行うことにより、市民のコンセンサスを得るため。

### 市民フォーラムのメリット、デメリット

市民フォーラムも、パブリックコメント同様、基本計画策定に対する市民参加を補完する働きを持つといえる。ただ、パブリックコメントと異なる点は、フォーラムには策定委員会の委員や市長をはじめとする市職員が出席するため、その場で意見交換ができるというメリットがある。反面、時間が限られているため、十分な議論ができず、参加者にとって不満が残るものとなる可能性もある。

その解消のためには、フォーラムや基本計画の趣旨をわかりやすく示すとともに、複数回にわたっての開催、夜の開催、土日の開催、場所を代えての開催など、多くの市民がより参加しやすいような工夫が必要である。

### **参加者が少なかった理由**

HP、広報、ポスター等による呼びかけを行い、広く市民が参加できるよう配慮したが、残念ながら参加者は少なかった。

その原因として、パブリックコメントと同様に、フォーラムという制度自体の浸透が薄かったこと、基本計画の趣旨を分かりやすく周知できていなかったこと等が考えられる。他にも、開催が1回だったこと、平日開催だったこと、同時時間帯に別の市民会議（ロセット喜多見マンションの調整会）が開催されていたこと、パブリックコメントと同時期に実施したため、参加が分散してしまったこと等が考えられる。

### **市民フォーラムの意見の取扱**

フォーラムでは、当日、参加者に対して「ご意見ご質問票」を配布して、記入していただき、その内容をフォーラム後半のパネルディスカッション（コーディネーターは策定委員長）において発表した。そこでいただいたものは、意見というよりも中間報告の内容に関する質問であったため、その場で回答し完結できるものであった。また、フォーラム最後に再度、挙手で質問を受け付けたが、ここでは特に出なかった。フォーラムの実施結果は、基本計画書に掲載した。

### **【パブリックコメント】**

第4次基本計画中間報告に対するパブリックコメントを実施

意見募集期間：9月1日～21日

意見数：20（同様の内容は1つとして数えている）

### **パブリックコメントを行ったメリット・デメリット**

パブリックコメントを行うことにより、市民会議や策定委員会では出てこなかった意見や課題を指摘される可能性があり、市民参加を補完する働きを持っている。同時に、基本計画自体を広く周知させるという利点もあるといえる。

しかし、パブリックコメントを行う趣旨、何に対するパブリックコメントなのかを明確に、わかりやすく示さないことには、制度が活用できないだけでなく、誤った方向に進んでしまうおそれもあるので、実施の際は、その辺りに十分配慮する必要がある。

### **手続で苦労した点**

基本計画は、具体的施策の基本となるものであり、市がまちづくりを進めるうえの根幹となる計画である。しかし、今回いただいた提案の中には、実際に事業を実施する段階、個別事業にあたる提案やすでに決定された事業に対する意見等が多く含まれていおり、これらの提案については、実施計画を策定する際や実際に事業を行う段階での、参考意見として記録することとした。

市としてパブリックコメントは2回目ということもあり、制度自体が市民にあまり浸透していなかったように思う。また、制度だけでなく、基本計画自体の趣旨を分かりやすく周知できていなかったということも考えられる。今後、市民参加の手法として広く活用され、実績を重ねることにより、理解されていくと考える。また、より多くの市民に関心を持っていただくような努力も必要である。そのためにも、より円滑に、わかりやすく情報提供ができるよう工夫をしていきたい。

また、今回対象となった「基本計画中間報告」は、内容が100ページ以上とボリュームが多かったため、策定経過の周知を行い、段階ごとに状況を伝える等、市民の関心を高められるような取組も必要である。

### **集まった意見の検討方法**

まず、寄せられた意見を基本計画の章ごとに分類し、意見に対する考え方を事務局で取りまとめ、策定委員会の資料として提出した。

資料は、あくまで事務局の考え方であるため、策定委員会の中で2度にわたって、1件ずつ検証を行い、追加、修正、削除等を行い、委員会として一定の見解を出した。また、重複した内容のものを一つにまとめるとともに、寄せられた意見の原文を掲載するなど、報告書としての体制を整えた。基本計画書には、意見の概要を掲載した。

## 今後の課題

### 1. 公募市民委員の継続的な参加を求める仕組み

平成 15 年 7 月より平成 16 年度にかけて継続的に行われてきた狛江市第 4 次基本計画策定のための「狛江市基本計画策定市民会議」では、幅広く多くの市民の意見を取り入れるため、当初 49 名の公募市民委員を登用した。

しかし、回を重ねるにつれ、各分科会の出席人数が徐々に減り、最終的には定足数限界の 1 / 2 近くまで下がってしまった。

特定のテーマが済んでしまうとそれ以上の関心を示さなくなってしまう委員や、会議が頻繁なために仕事と市民会議の両立が難しくなった委員もあったようであり、事務局が参加者の興味・関心を継続させる工夫をするとともに、公募前に委員として参加することの意味や負荷について、十分な説明が必要と思われる。

### 2. 市民参加手続き終了後における参加市民と行政担当部署の自己評価と情報交換

市民参加の手続きを行っても、現状ではその効果を評価するための情報が十分とはいえない。行政にとっては市民参加の苦勞ばかりが目につくのではないかと感じる。市民にとっても、参加によって何が改善されたのか、その都度、明らかにしていけないと、苦勞や実現しなかったことに目が向いて、不満だけが印象に残る可能性がある。

個々の市民参加の手続きが終わった段階で、行政と市民の双方が、当初のねらいや目的と照らし合わせ、それぞれに実施した内容やその結果について自己評価し、情報を交換できるような仕組みが必要と思われる。

### 3. 市民からの市民参加手続きの提案制度

条例は参加手続きが必要となる要件を定めており、参加の手続きをとるかどうかの判断は行政側の裁量にまかされているが、市民の側から参加手続きを求める制度はない。今後、さらに積極的な市民参加を進めるためには、市民側から参加手続きを提案できる制度が必要と思われる。

### 4. 市民参加手続き後の行政内での検討結果のフィードバック

審議会等からの答申やパブリックコメントなどの参加の手続きをとったことが、その後の行政活動にどのように反映されたかを行政内で検討し、その結果を審議会や市民にフィードバックすることが重要である。しかしその報告の仕組みや慣習がまだ確立されていないので、これまでの経験をもとに、その確立を目指すことが望まれる。

### 5. 市民参加の手続きをとるべき行政活動の範囲

どのような行政活動について市民参加の手続きをとるべきかについては条例第 5 条の定めがあるが、その適用基準は明確化されていない。また、どのような行政活動に対してどのような参加の手続きをとるのが適切かについても、まだ基準は定められていない。そのために必ずしも必要なところで必要な手続きがとられないケースが出てくる可能性があり、何らかの基準が必要であろう。また第 5 条第 2 項において市民参加の手続きをとらなくてもよい例外規定が設けられているが、これが濫用されることのないようにするための基準も求められる。



## 今後の市民参加の進め方（提案）

### 1．公募市民委員の継続的な参加を求める工夫

行政は審議会等の市民委員を公募するときには、参加する市民に何を求めるかを整理し、公募前に会議での審議事項・審議範囲・審議日程などをある程度具体的に提示するなど、公募市民委員が意欲をもって継続的に会議に参加するための工夫を行う。

また、会議における議論はできるだけ平易な言葉を用いて行うとともに、事前に会議で必要と思われる関連知識についての学習会を実施するなど、市民委員が学識経験者と共に議論できるような仕組みを検討する。

さらに、公募市民委員が審議会等の中で出した意見がどういう形で反映されたのか、随時わかりやすく報告していく工夫が必要である。

### 2．市民参加手続き終了後に、参加した市民と行政の担当部署で自己評価し、情報を交換する仕組みの実現

市民参加の評価にあたって、市民参加の効果や課題をより具体的に明らかにしていくことが必要である。そのため、参加した市民と担当部署との双方が、参加のプロセスや成果について自己評価を行い、その情報を交換できる仕組みを実現する。

### 3．市民からの市民参加手続きの提案制度

市民が重要と考える行政課題について、市民の側から市民参加の手続きを求める仕組みを実現すべきである。一定の要件を満たした場合には市民参加の手続きを要望できるように、その提案制度を条例に定める。

### 4．市民参加手続き後の行政内での検討結果のフィードバック

審議会の答申を含め、市民参加の手続きをとった場合には、条例第7条「意見などの取扱い」および、条例第8条「公表の方法等」を徹底し、広報や市の公式ホームページなどで市民参加の結果を市民に速やかに公表するようさらに努力する。

### 5．市民参加の手続きをとるべき行政活動の範囲の明確化

条例施行2年の経験を踏まえ、第5条の市民参加の手続きをとるべき事項について、より具体的な実施の基準を「要綱」か「指針」において定めておくことが必要である。

この定めには、どのような行政活動に対してどのような手続きが適切かについても、基準が示されることが望ましい。また、条例第5条第2項の市民参加の手続きをとらなくてもよい例外規定に関しては、適用の基準を明確にしておくことも重要である。

## 市民協働事業

平成 16 年度の市民協働事業については、年度当初に各所管課に対して行った平成 16 年度市民協働概要調査の結果および平成 17 年度の「狛江市市民参加と市民協働に関する審議会」で作成された答申書に基づいて、現状・評価・課題・提案等をまとめたものである。

まず、市民協働事業を「財政的支援」「行政活動への参入の機会提供」「共催・後援」「意見交換・情報交換」に分け、平成 15 年度と比較しながら検討し、そこから読み取れる特徴を整理した。

次に、平成 16 年度新たに行った事業や見直しを行った事業をピックアップして調査し市民協働の推進状況の把握を行い、今後の課題等を整理した。

また、平成 16 年 12 月に「狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」が施行されたが、指定管理者制度については審議会においても議論のあったところなので、意見のまとめを記した。

最後に、調査や評価のなかから浮かび上がってきた課題や今後の推進に向けての提案を、答申書に記されている内容をもとにしてまとめた。

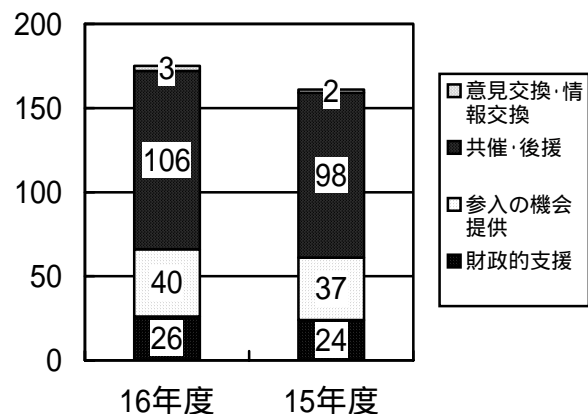
## 狛江市の市民協働の状況

### 市民協働の分野について

財政的支援	「補助金」「交付金」等市が市民公益活動団体に対して資金援助をした事業
参入の機会提供	市と団体が「委託」「協定」「覚書」等を交わし、協力して実施した事業
共催・後援	市や教育委員会が共催・後援を行った事業
意見交換・情報交換	「懇談会」「ワークショップ」等協働事業について団体から提案・意見を聞く等の場の開催

### 1. 平成 16 年度市民協働事業件数

	16 年度	15 年度
財政的支援	26	24
参入の機会提供	40	37
共催・後援	106	98
意見交換・情報交換	3	2
計	175 件	161 件



#### < 調査結果 >

事業数は 15 年度から 14 件増加し 175 件となった。

#### < 意見 >

平成 16 年度に行われた市民協働事業の件数を見ると、平成 15 年度と比べ各分野とも微増している。少なくともある程度数字が増加し、新しい取り組みが開始されているという点では市民協働が全体的に進んでいると考えられる。

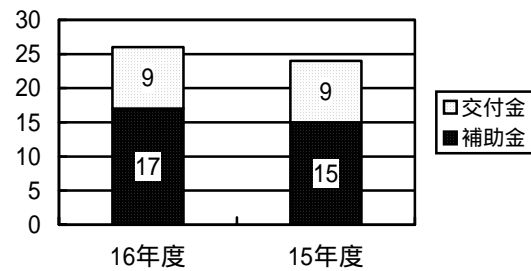
しかし、実質的に市民協働が進んでいるかどうかを、数字のみで評価することは難しい。市民協働の中身について、行政側が意図して広げたものに対して市民（市民公益活動団体）がそこに同じような認識で立ち向かえたかどうか、認識にギャップがあったかどうかは不明である。

全体として、各事業の取り組みがあまり見えてきていないので、各部署において市民協働をさらに推進していく努力が必要であると思われる。

## 2. 財政的支援

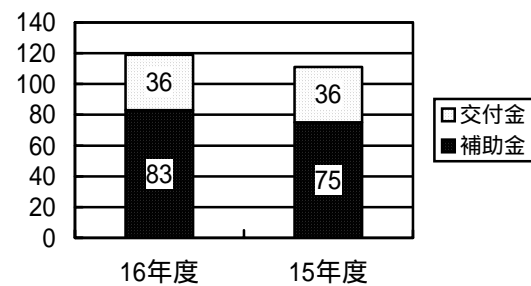
補助金交付件数

	16年度	15年度
補助金	17	15
交付金	9	9
計	26件	24件



補助金交付団体数

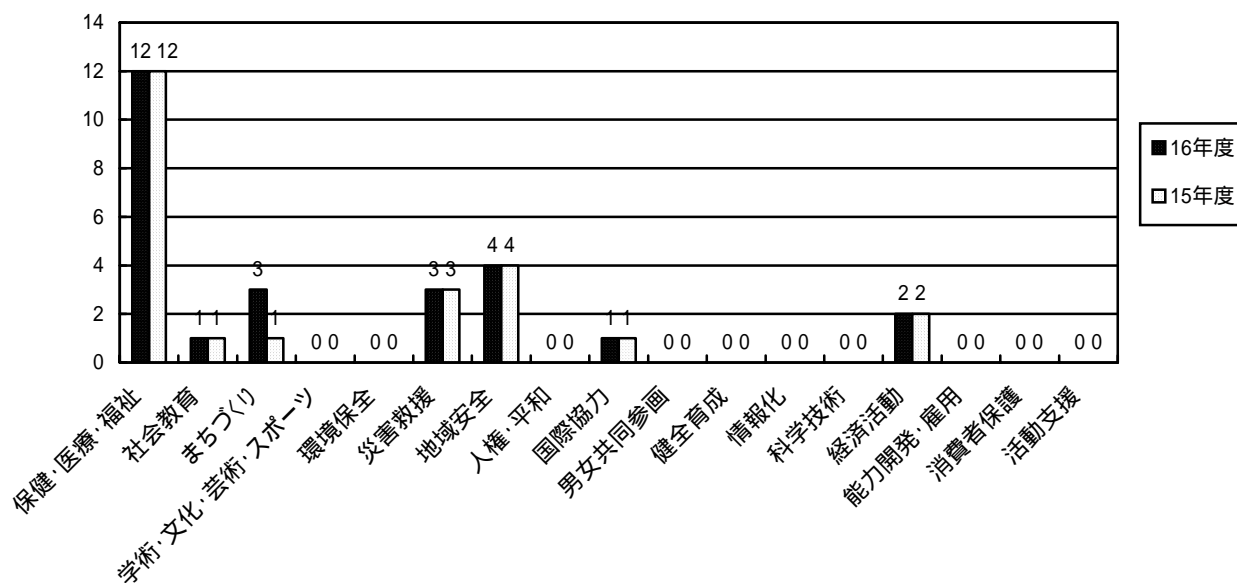
	16年度	15年度
補助金	83	75
交付金	36	36
計	119件	111件



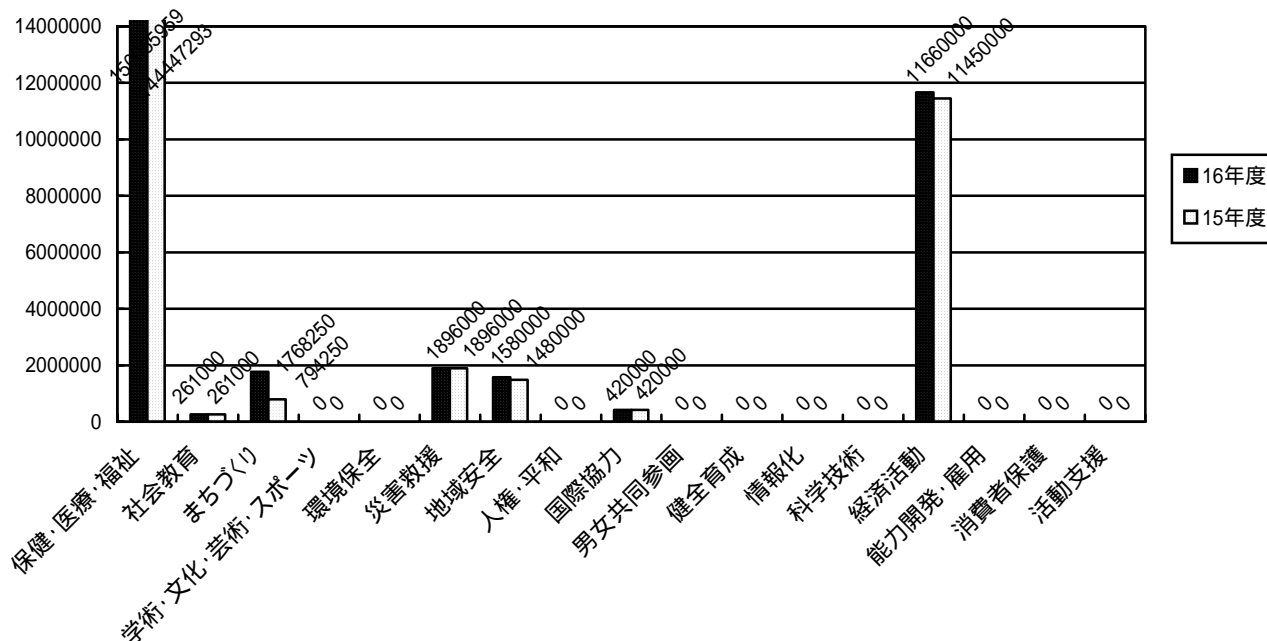
	16年度		15年度	
	件数	交付額(円)	件数	交付額(円)
保健・医療・福祉	12	150,055,959	12	144,447,293
社会教育	1	261,000	1	261,000
まちづくり	3	1,768,250	1	794,250
学術・文化・芸術・スポーツ	0	0	0	0
環境保全	0	0	0	0
災害救援	3	1,896,000	3	1,896,000
地域安全	4	1,580,000	4	1,480,000
人権・平和	0	0	0	0
国際協力	1	420,000	1	420,000
男女共同参画	0	0	0	0
健全育成	0	0	0	0
情報化	0	0	0	0
科学技術	0	0	0	0
経済活動	2	11,660,000	2	11,450,000
能力開発・雇用	0	0	0	0
消費者保護	0	0	0	0
活動支援	0	0	0	0
合計	26件	167,641,209円	24件	160,748,543円

事業  
分野  
別件  
数・  
交付  
額

分野別事業件数グラフ



分野別交付額グラフ



< 調査結果 >

補助件数は 15 年度から 2 件増加し 26 件となった。

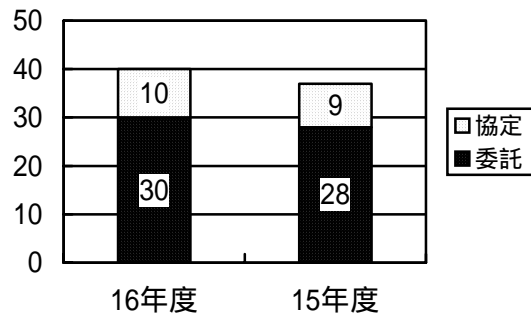
交付額は前年度より 6,892,666 円（約 4 %）増加した。

16 年度からの新規事業は「新しい風補助金」と「テーマ型まちづくり協議会」事業分野別に見ると、新たな分野での事業は見られなかった。

### 3. 参入の機会提供

事業件数

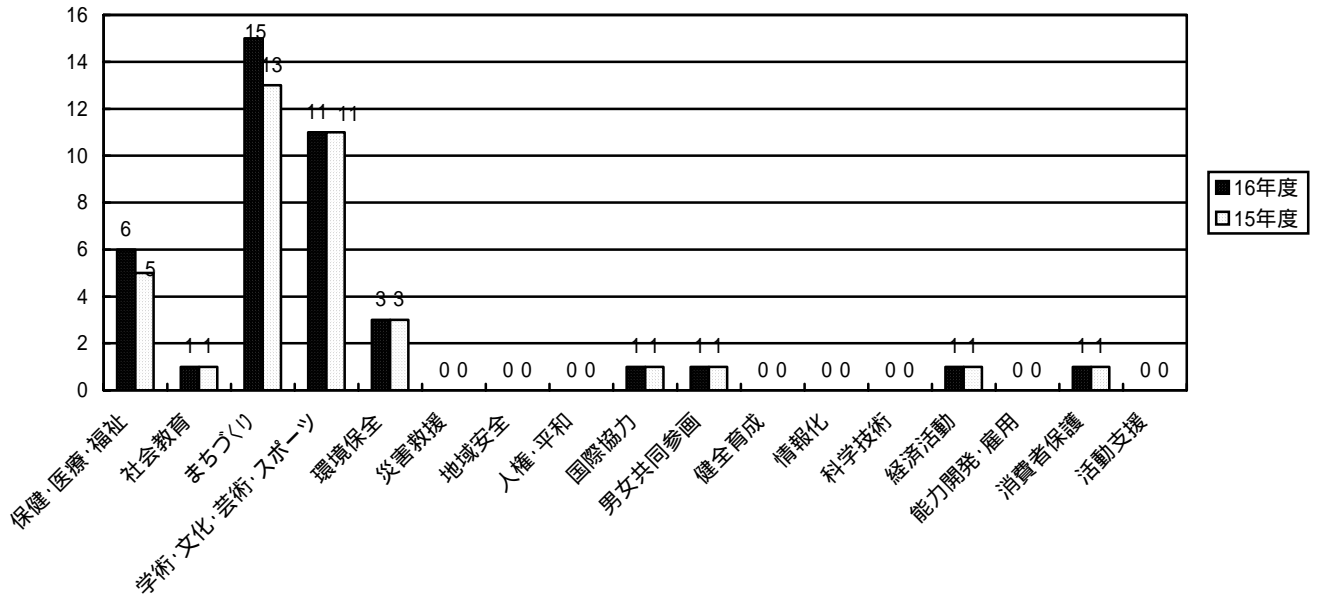
	16年度	15年度
委託	30	28
協定	10	9
計	40	37



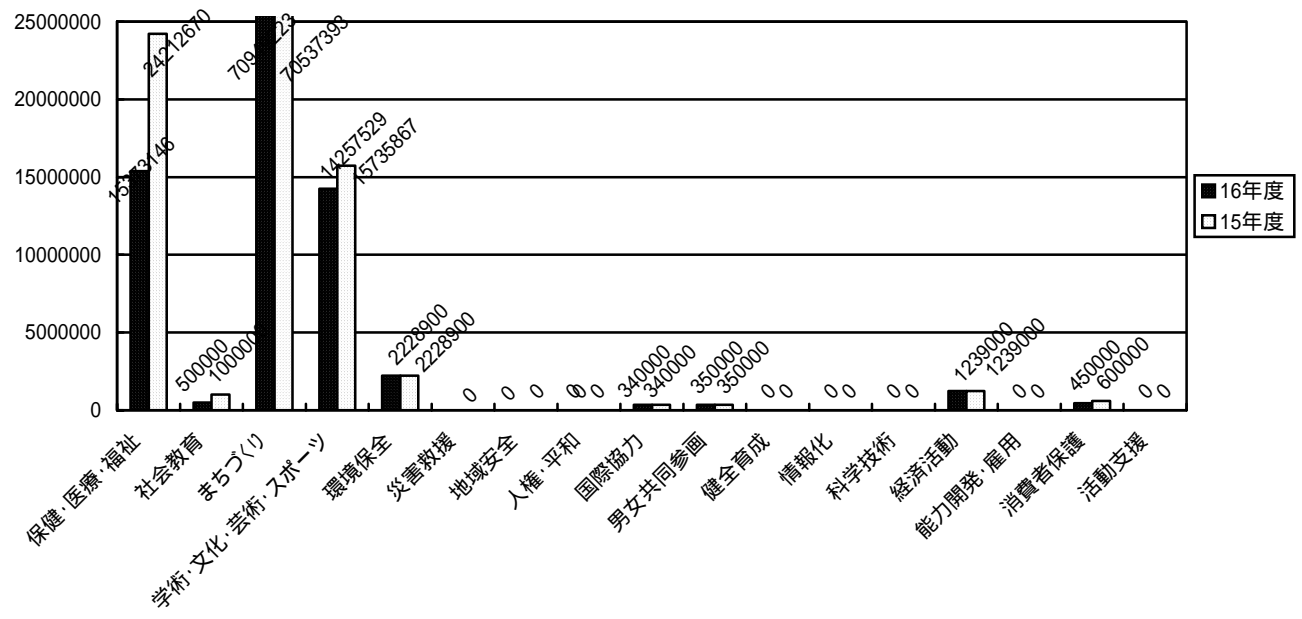
事業分野別件数・支出額

	16年度		15年度	
	件数	交付額(円)	件数	交付額(円)
保健・医療・福祉	6	15,373,146	5	24,212,670
社会教育	1	500,000	1	1,000,000
まちづくり	15	70,949,223	13	70,537,393
学術・文化・芸術・スポーツ	11	14,257,529	11	15,735,867
環境保全	3	2,228,900	3	2,228,900
災害救援	0	0	0	0
地域安全	0	0	0	0
人権・平和	0	0	0	0
国際協力	1	340,000	1	340,000
男女共同参画	1	350,000	1	350,000
健全育成	0	0	0	0
情報化	0	0	0	0
科学技術	0	0	0	0
経済活動	1	1,239,000	1	1,239,000
能力開発・雇用	0	0	0	0
消費者保護	1	450,000	1	600,000
活動支援	0	0	0	0
合計	40	105,687,798円	37	116,243,830円

分野別事業件数グラフ



分野別交付額グラフ



< 調査結果 >

事業件数は15年度から3件増加し40件となった。

市支出額は前年度より10,556,032円(約9%)減少した。

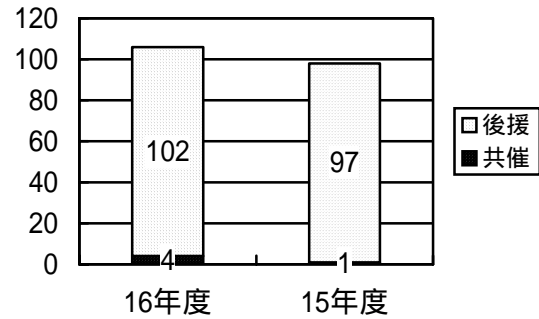
16年度からの新規事業は「谷戸橋地区センター一般管理業務委託」と「狛江市地域猫活動の啓発事業」と「アドプト制度」

事業分野別に見ると、新たな分野での事業は16年度は見られなかった。

#### 4. 共催・後援

共催・後援件数

	16年度	15年度
共催	4	1
後援	102	97
計	106	98



事業分野別件数

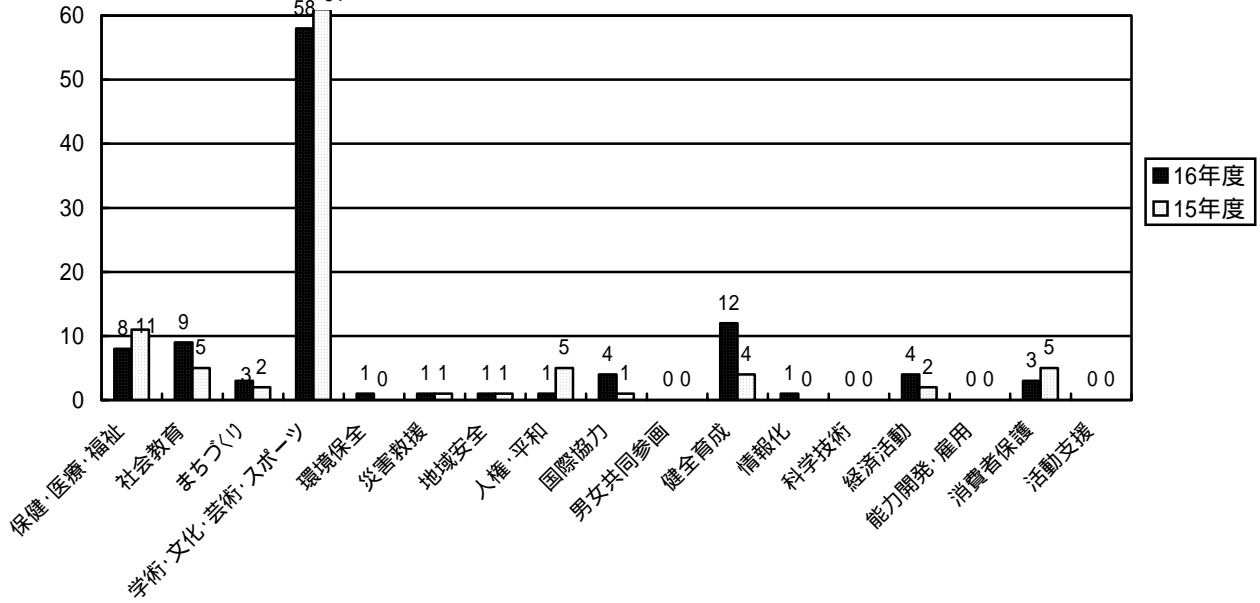
	16年度	15年度
保健・医療・福祉	8	11
社会教育	9	5
まちづくり	3	2
学術・文化・芸術・スポーツ	58	61
環境保全	1	0
災害救援	1	1
地域安全	1	1
人権・平和	1	5
国際協力	4	1
男女共同参画	0	0
健全育成	12	4
情報化	1	0
科学技術	0	0
経済活動	4	2
能力開発・雇用	0	0
消費者保護	3	5
活動支援	0	0
合計	106	98

事業形態別件数

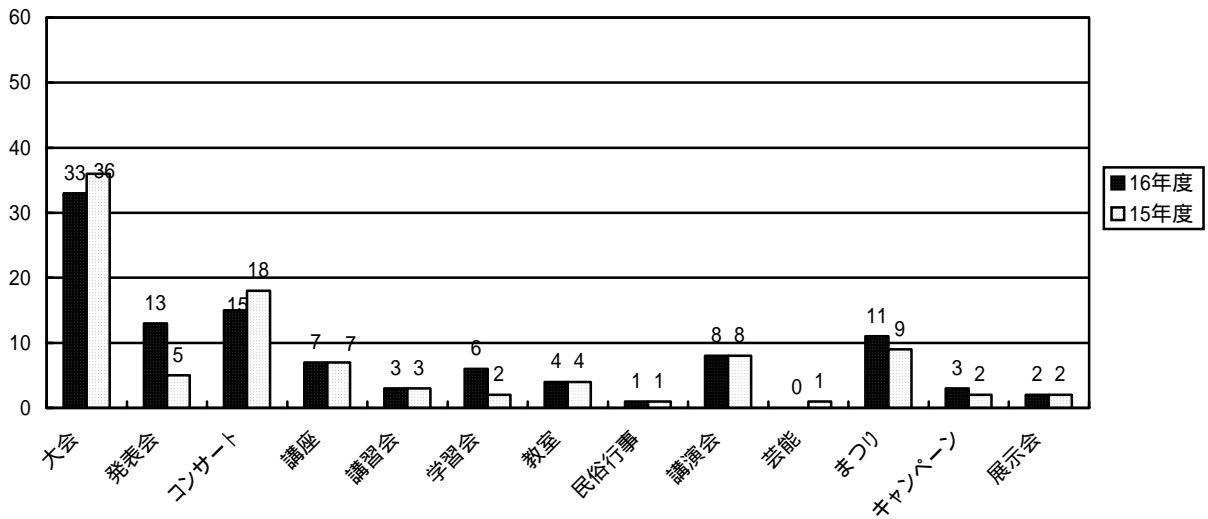
	16年度	15年度
大会	33	36
発表会	13	5
コンサート	15	18
講座	7	7
講習会	3	3
学習会	6	2
教室	4	4
民俗行事	1	1
講演会	8	8
芸能	0	1
まつり	11	9
キャンペーン	3	2
展示会	2	2
	106	98



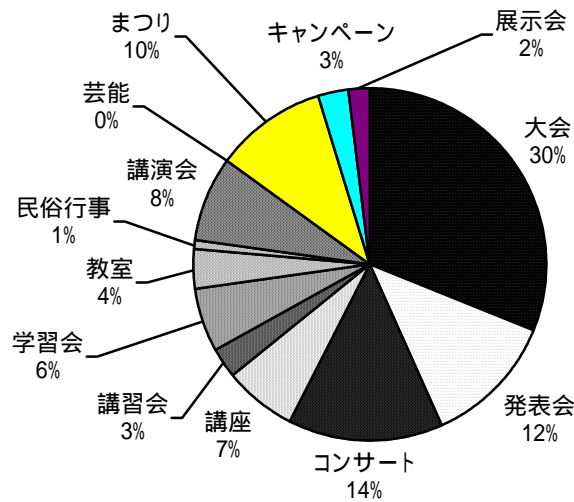
事業分野別件数グラフ



事業形態別件数グラフ



事業形態別の割合グラフ



< 調査結果 >

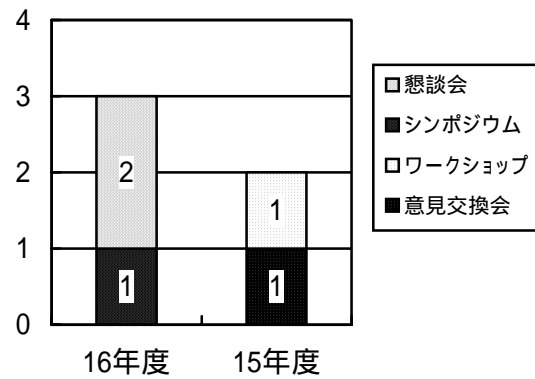
事業件数は 15 年度から 8 件増加し 106 件となった。

16 年度の事業形態別の割合は「大会」が最も多く、「コンサート」、「発表会」と続く。

## 5. 意見交換・情報交換

### 意見交換・情報交換件数

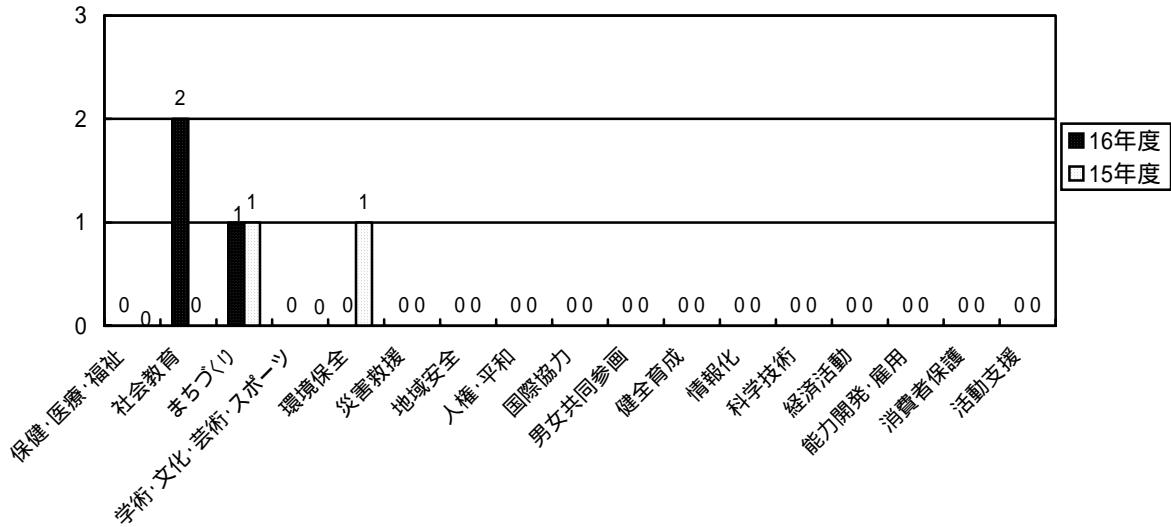
	16年度	15年度
意見交換会	0	1
ワークショップ	0	1
シンポジウム	1	0
懇談会	2	0
計	3	2



### 事業分野別件数

	16年度	15年度
保健・医療・福祉	0	0
社会教育	2	0
まちづくり	1	1
学術・文化・芸術・スポーツ	0	0
環境保全	0	1
災害救援	0	0
地域安全	0	0
人権・平和	0	0
国際協力	0	0
男女共同参画	0	0
健全育成	0	0
情報化	0	0
科学技術	0	0
経済活動	0	0
能力開発・雇用	0	0
消費者保護	0	0
活動支援	0	0
合計	3	2

事業分野別件数グラフ



< 調査結果 >

件数は15年度から1件増加し3件であった。

新たに「社会教育」や「まちづくり」の分野で意見交換・情報交換等が行われた。

< 意見 >

「意見交換・情報交換」の件数はわずか3件である。そのうち1件は協働推進担当課である市民協働課が実施したものであり、残りの2件は意見を聞く程度の会を開催したものである。市民協働のニーズを発掘するためにも「意見交換・情報交換」の分野は重要であり、各課で積極的に取り入れていくことが望ましい。

## **新たに始まった市民協働事業**

平成 16 年度から新たに 5 つの市民協働事業がスタートした。

### **狛江市民公益活動事業補助金（新しい風補助金）**

協働の担い手となる多様な市民公益活動団体の発展を目的に、一般公募と公開審査により補助対象となる事業を決定する。

< 意見 >

選考会・事業報告会を通じて多様な市民活動の交流が図られ、補助金が自主的な市民の活動に貢献しつつある。このような補助金制度と選考形式が全体として、信頼に基づくパートナーシップの醸成や多様な市民公益活動の促進に有意義であることが示された。運営の詳細には、まだ改善すべき点も散見されるが、さらに充実・発展が期待される。

### **狛江市アドプト制度**

市と市民・市民公益活動団体・企業が連携して地域の美化活動を行い、市民協働と地域の連帯意識を高める。

< 意見 >

指定区域の清掃・美化活動を団体や企業が申し出て、市が用具や保険、表示板を提供するという比較的容易に参加できる協働事業であるので、今後は対象地域の拡大が望まれる。

### **テーマ型まちづくり協議会への支援制度**

狛江のまちづくりに関する特定のテーマについて研究・実践を行うために費用助成や情報提供、専門家の派遣等の支援を行う。

< 意見 >

支援については公募して公開審査を行った上で支援を決定しているため、ある程度の公平性・透明性は担保されているといえる。今後はこの制度の利用団体がさらに増加し、様々な団体が研究・実践できるよう、制度の定着化が望まれる。

### **谷戸橋地区センター一般管理業務委託**

平成 16 年 7 月にオープンした 4 つ目の地区センターの管理・運営を行い、地域コミュニティを醸成していく。

< 意見 >

活動の大半は予約受付・鍵の受渡し等、日常管理的なものであるが、地区センターの特徴を活かした自主運営事業等も積極的に行われることを期待する。

## **地域猫活動の啓発事業**

人と猫が快適に共生できるまちづくりや環境保全に寄与するため、行政と連携して地域猫に関する不妊去勢・相談・啓発等の活動を行う。

### **<意見>**

猫に関するトラブルの仲介役として、ある程度の成果を上げている。このような価値観や考え方が色々と錯綜している活動については、民間が中心となっていくのが適切であろう。

### **<総合意見>**

各事業とも市民公益活動団体と行政が対等な立場でまちの発展に向けて協働する取り組みとして、行政だけでは解決困難な問題への対応や、地域コミュニティの意識醸成などの成果をあげつつある。

## **平成 16 年度に見直しを行った事業**

平成 16 年度に見直しを行った既存事業は、主に財政的要請によるものであったが、市民協働により事業を発展・充実させることができたものもあった。

### **NPO情報誌作成委託**

情報誌作成への参入の機会をより増やすため、また安定した情報誌の発行を行うために、隔月発行+特集号2回を発行していたもののうち、特集号分について、新たに作成委託団体を募集した。

### **くらしフェスタこまえ（第31回みんなの消費生活展）**

平成 15 年度に第 30 回という節目を迎え、平成 16 年度は心機一転の意味を込め、名称を改称し、前夜祭として狛江市消費生活シンポジウム「消費者から見た狛江市の商業」を開催、またアトラクション数を大幅に拡大する等、内容の拡充を図った。

### **<意見>**

従来の前年踏襲で行われている事業がまだ多くあり、そのような事業については今後さらに見直しが必要である。

## **指定管理者制度について**

平成 15 年 6 月の地方自治法の一部改正に伴い、公の施設の管理について従来の管理委託制度から指定管理者制度へ制度改正が行われた。これに伴い、狛江市では平成 16 年 11 月に「指定管理者制度に係る基本方針」を、同年 12 月に「狛江市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」を策定し、狛江市における指定管理者制度への取り組みについて、基本的な考え方を示した。

### < 意見 >

指定管理者制度そのものは必ずしも市民協働を目的とするものではないが、市民協働を考慮しながら行うべき点は多くある。この点については今後の具体化にあたって十分に考慮することが求められる。



## 今後の課題

### 1．事業終了後の市民公益活動団体と行政担当部署の双方による自己評価

現在の協働事業の評価資料には、実績や成果などは記載してあるが、市民協働を行ったプロセスや具体的内容とともに、市民公益活動団体や担当部署にとってどのような意味があり、どのようなところが課題だったかといったことは読み取れない。

実質的な市民協働の進捗状況や得られた成果をさらに明らかにするために、市民協働を行った双方の担当者が、一定のルールに従ってそのプロセスや成果について自己評価を行う仕組みをつくることが望まれる。

### 2．委託契約等のあり方

行政と市民公益活動団体が、事業者との委託とは性質を異にする協働あるいは支援の意味での委託契約を行う場合、契約のあり方自体に協働の視点をもった新しい契約形態が必要である。さらに、それにふさわしい書式や文言で契約することも必要である。

また、事業者に委託する場合の委託契約書は、専門知識がないと理解しにくい部分があるが、条件を分かり易く明示する工夫も必要である。

話し合いもなく条件設定も曖昧なまま、いつのまにか事業が廃止あるいは縮小になってしまったということが起こらないよう、市民協働に相応しい契約の仕組みをつくるべきである。

### 3．市民協働事業を行う際の事前及び進行中の調整

行政と市民公益活動団体が協働事業を行うにあたり十分な打合せなしに事業が行われ、その結果想像していたものと実際の事業でギャップがあったという事例が全国的に見られる。

これは双方に責任があり、市民公益活動団体の側はよく理解しないまま受けてしまうことが多く、また行政の側も説明が十分でなく、また相手方をよく把握せず委託することがある。事前や進行中に意見交換を行っていれば、問題が解決できていたという事例もよくある。

行政の側が意見交換を十分に行い、お互いの理解が深まるように努力することはもちろんであるが、市民公益活動団体の側も安直に協働事業を受けないようにすべきである。市民公益活動団体の側がはっきりと行政の側に発言しなければ、行政の側も何を求められているかがわからない。事前にしっかりと意見を交換し、また協働事業を進めていく中でもお互いに積極的な意見交換を行い、双方の理解を深めていくべきである。

## 今後の市民協働の進め方（提案）

### 1．協働する双方が自己評価を行うシステムづくり

市民協働を行った行政側の担当部署と市民公益活動団体の双方から、事業終了後の感想・意見が聞こえてくるシステムが必要であり、双方が自己評価を習慣的にやる仕組みを確立する。

市民公益活動団体が協働事業を行ってどうだったかという記録を作成し、担当課も協働事業として運営してどうだったかという記録を作成し、それらが公表されることにより、内容的な積み重ねができて協働がレベルアップしていく。

### 2．市民公益活動団体からの市民協働事業提案制度

今後さらに市民協働を進めていくためには、市民公益活動団体が行政と協働して行いたいことを事業提案する仕組みが求められる。このような仕組みを条例の改定によってつくることにより、市民公益活動団体も一層自発性が増し、市民協働の動きが進むものと思われる。

なお、提案制度の導入にあたっては、どのような事業が協働すべき事業なのかを判断できる基準を設けることも重要である。また、市民公益活動団体から出た提案を採用すべきと判断した場合、提案が実現できるように実施の時期や予算措置の面でも十分に配慮しなければならない。

### 3．指定管理者制度における市民協働

条例では、市民協働の対象を「市民公益活動を行う団体」とし、団体は「営利を目的としない」と規定している。一方、指定管理者は民間企業も含む。従って指定管理者制度がすべて市民協働というわけではないが、市民協働につながる指定管理者制度もありうる。

制度の執行にあたっては、市民協働として行うかどうかを決める基準、その場合の委託先選定の方法や契約の在り方などについて決める仕組みを検討すべきである。その検討にあたっては市民参加の手続きをとることが望まれる。

すでに市民協働で運営している施設等については、十分に市民公益活動団体の意見を聞き、これまでの実績が活かせるような方向で進めるべきである。

また、指定管理者制度は市民になじみのない概念であり、指定管理者制度そのものを広く理解してもらうために説明会やセミナー等を行い市民に周知を図っていく必要がある。

## **市民参加と市民協働を活発にするための4つの基本提案**

答申書では、平成16年度の市民参加・市民協働の推進状況について「少しずつは進捗しつつあるものの、必ずしもまだ十分に狛江市のまちづくりに採り入れられ活かされているとは言い切れない」との評価がなされ、解決のための共通の基本的事項として4つの提案がなされた。

このうち1は運用上の課題、2・3は「推進指針」等でルール化すべき課題、4は条例改正に結びつく課題であるとしている。

### **1. すそ野を広げるような簡便な参加・協働の機会を活発にする**

市民参加についても市民協働についても、市民や市民公益活動団体の側に相当な覚悟や努力を必要とする「かなり荷の重いもの(審議会・パブリックコメント・委託等)」もあれば、多くの市民や団体が容易にかかわれる「比較的荷の軽いもの(フォーラム・説明会・後援)」もある。

今後の促進のためには、後者の多様で幅広い積み重ねが必要である。このことによって双方とも参加・協働の訓練がなされ、そのことが「かなり荷の重い」参加・協働の機会を増やし、内容的にも充実させていくことを可能にする。

まず多くの部署においてより多くの「比較的荷の軽い」参加や協働の機会を活発にし、参加・協働のすそ野を広げていくことが重要である。なお、そのような機会は、出来るだけ楽しく親しみのあるものとするよう、工夫が求められる。

### **2. 市民・市民公益活動団体と行政の双方による自己評価の仕組みを導入する**

市民・市民公益活動団体と行政の双方における参加・協働の能力の向上のため、実施したことに関して終了後に双方が自己評価し、記録に残して情報開示する仕組みが重要である。

そのためには、事業項目ごとに一定の記入方法や記入書式を定めておくことが適切と考える。ただし、その場合、双方にとって過剰な業務負担にならないような工夫も必要である。

### **3. 市民参加や市民協働の効果や成果を広く市民や行政内部にフィードバックする**

市民参加の手続きをとったことがその後の施策にどのような効果を与え、市民協働で実施したことがどのような成果を上げたかなどの影響を、実施後の一定の時期に行政内部で検討し、その結果を他の部署や審議会や市民に向けて広く広報し、その後の参加や協働の進め方にフィードバックさせていくことが重要である。このことにより、より望ましい参加や協働の仕組みが育つ。

### **4. 市民・市民公益活動団体の側から提案できる制度を実現する**

参加・協働とも、現在は行政サイドからの呼びかけによって行われる仕組みになっているが、活発な参加・協働を実現していくためには、市民・市民公益活動団体の側から、市民参加の手続きをとるべき事項や市民協働すべき事業に関して、積極的に提案していける仕組みを実現することが望まれる。その場合、その提案の要件とともに、それを行政サイドでどう受け止めるか、その扱い方法については明確に定めておくことが必要である。

## 条例改正について

条例では、付則第2項において「施行後3年を目途として、(中略)この条例の規定について見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずるものとする」ことを定めており、審議会では条例改正の是非や改正すべき箇所について議論された。

答申書では「市民参加と市民協働の推進はまだ十分とは言えず、さらに積極的な動きを促すため、市民サイドから提案する仕組みを作ることが重要」とし、次の2点について条例を改正することが提案された。

### 1. 市民参加の手続きをとるべき事項に関して市民の側から提案をできる制度を導入する

(具体案) 条例第5条に第3項を追加し、下記の条文を加える。

「市民は、別に定める規定に基づき、市民参加の手続きをとることについて市に提案することができることとし、市はこれを規定に基づいて審査し、その結果を公表するとともに必要と判断された場合には速やかに市民参加の手続きをとらなければならない。」

規定において定めるべき事項

- (1) 提案資格者 個人とする
- (2) 賛同署名者数 30人～50人(濫用されず、かつ必要であれば特別の困難がなく実現できるような要件)
- (3) 提出窓口 市民協働課(相談窓口にもなる。常時受け付け)
- (4) 審査の組織と手順 担当部署と合議の上、部長会議による
- (5) 審査の基準 第5条第1項に準ずるものかどうか判断する
- (6) 審査結果公表の時期・方法 4週間以内に提案者に回答した後、広報誌とホームページで公表(緊急の場合には可能な限りの期間で回答を行うこと)
- (7) 他 書式、不服の申し出への対応など

### 2. 市民協働すべき事業に関して市民公益活動団体の側から提案できる制度を導入する

(具体案) 条例第27条に第2項を追加し、下記の条文を加える。

「市民公益活動を行う団体は、別に定める規定に基づき、市民協働で行う事業について提案することができることとし、市はこれを規定に基づいて審査し、その結果を公表するとともに必要と判断された場合には市民協働事業として実施するよう次年度実施計画に反映させるものとする。」

規定において定めるべき事項

- (1) 提案資格団体 条例第28条第2項により登録した団体
- (2) 賛同署名 特に必要ない
- (3) 提出窓口 市民協働課(相談窓口にもなる。提出時期を限る。)
- (4) 審査の組織と手順 別途、審査の仕組みを検討する
- (5) 審査の基準 別途、検討が必要
- (6) 審査結果公表の時期・方法 3ヶ月以内に提案団体に回答した後、広報誌とホームページで公表
- (7) 他 書式、不服の申出への対応など